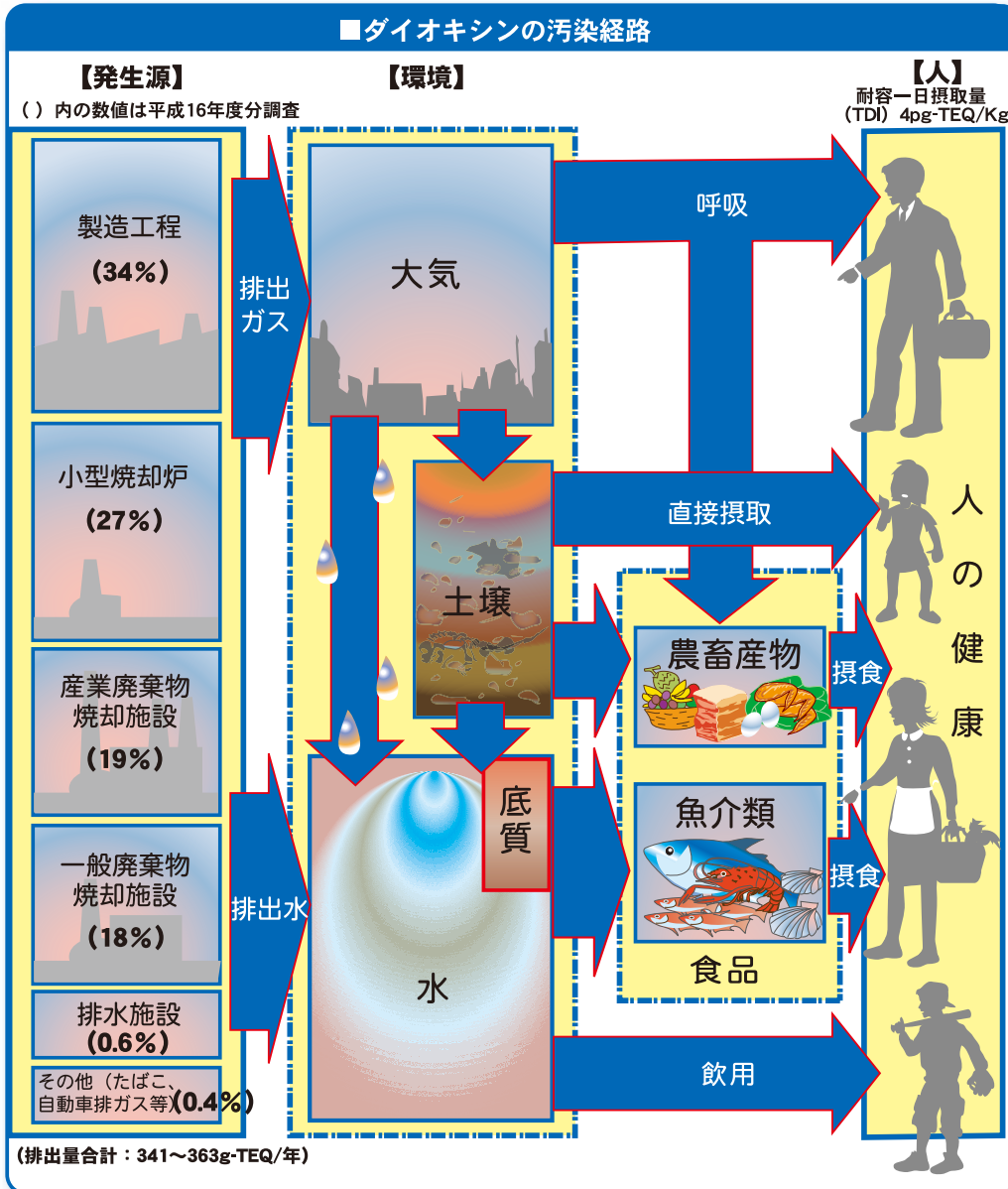


ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護することを目的とした「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月制定)に基づき、水質、土壌等の常時監視や排水規制及び汚染土壌対策などの必要な調査・対策を行っています。



■土壌における対策

ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、常時監視による土壌中ダイオキシン類の調査や、汚染土壌が確認された地域での対策が進められています。

常時監視等の調査によって、人が立ち入れる地域で環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を超過する土壌汚染が判明した場合、都道府県知事はその地域を「対策地域」として指定することができます。指定後は、必要な対策をまとめた「対策計画」を策定し、対策計画に基づいて汚染土壌を除去するなどの必要な対策事業を実施します。対策が完了し、地域の土壌汚染が解消されると、対策地域の指定が解除されます。

平成18年3月末日までに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域に全国で4地域が指定されました。これらの地域では、対策地域への指定後、対策計画の策定、対策計画に基づく対策事業が進められ、うち2地域では、対策計画に基づく対策が完了し、対策地域の指定が解除されています。

■ダイオキシン類による汚染土壌の処理技術

ダイオキシン類による土壌汚染対策を円滑に実施するためには、処理効果の確実性、処理に伴う周辺環境への影響の防止対策などについて客観的かつ詳細に技術評価がなされた処理技術を用いることが不可欠です。このため、環境省では、汚染土壌の処理技術を公募し、処理を安全かつ確実に行えるか、経済的に実施可能ななどの観点から、技術を選定し実証調査を行っています。調査結果は、学識者による総合的な評価を行うとともに、その内容を公表することにより実用に即した技術の普及促進を図っています。

■ダイオキシン類による土壌汚染

ダイオキシン類の有害性に鑑み、人の健康に重大な影響が生じないようにする措置を早急に講ずることが必要

都道府県知事の役割

- ・土壌の調査測定
- ・対策地域の指定
- ・対策計画の策定

計画に基づく対策事業の実施

- ・地方公共団体が公害防止事業費事業者負担法に基づき汚染原因者に費用請求
- ・国から地方公共団体が行う対策事業に補助

■ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域

所在地	東京都大田区	和歌山県橋本市	香川県高松市	東京都北区
対策地域の指定	平成13年6月	平成14年4月	平成17年3月	平成18年3月
対策計画の策定	第1次:平成13年10月 第2次:平成15年5月	平成14年5月	平成17年6月	策定中 (平成18年3月末日現在)
備考	平成17年度で汚染の除去が完了	汚染の除去が完了し地域指定解除済 (平成17年8月)	汚染の除去が完了し地域指定解除済 (平成17年8月)	

■水質における対策

この法律では、排水に含まれるダイオキシン類の排出に対して、水質汚濁防止法と同様、以下の排水規制措置が整備されています。

- 1-特定施設の設置・構造の変更・氏名の変更の届出等
- 2-計画変更命令等と実施の制限
- 3-排出の制限
- 4-改善命令等
- 5-事故時の措置
- 6-設置者による排水の自主測定
- 7-報告徴取及び立入検査

この排水規制の適用を受ける工業・事業場数は、平成17年度末で約2,000事業場です。